庶務

箱根関跡保存整備事業前職員収賄事件について

Q　次の2点について伺う。

1　事件が発生した状況等の分析について

2　事件発覚後、町の対応について

A

1点目について、事件を起こした元職員は、副主幹という立場で仕事に当たっていたもので、文化財という特殊性と専門性から長期にわたり同一部署に勤務させ、仕事を任せきりにしていたことが原因であると分析をし、反省をしているところである。

2点目について、2月9日の夜に報道機関に対し、謝罪と今後に対する町の考えを述べさせていただいた。今後も、機会あるごとに町民の皆さんに対し、誠意をもって事件の説明を行い、失った信頼の回復に努めていく所存である。

翌10日には、課長以上の職員を招集して緊急会議を開き、信頼回復を誓うとともに、午後の議会全員協議会において、議員の皆さんに事件の詳細を報告したところである。

2月15日には、総務部長名により、職員に対し服務規律をより一層徹底するよう通知を出しており、また、入札・契約制度、指名委員会の見直しと、研修を実施するよう指示をし、研修については一部既に実施しているものである。

関係職員の処分については、私が給料の10分の2を、助役と教育長が給料の10分の1を、それぞれ3か月減給することとしたものである。

学校教育

リゾートマンションの規制について

Q　現在でも湯本、宮城野、仙石原でリゾートマンションの計画がされ、景観破壊が行われようとしていることから、さらに厳しい規制が必要と考えるが。

A

私たちは、このすばらしい箱根町の自然景観を町民はもとより訪ずれる国内外の観光客の財産として、子々孫々まで引き継いでいく使命があるとともに、国際観光地としての自信と誇りを堅持するため、景観の保全及び形成に向けて、具体的な方針を定め、できるものから早く段階的に取り組んでいくこととしたものである。

その第1段階として、箱根町開発事業指導要綱の改正による高さ規制と、一定のエリアの住民が主体となって建築に関する一定のルールを定め、建築協定を結ぶことができる「箱根町建築協定に関する条例」の制定、第2段階として、開発事業指導要綱の格上げも含めたまちづくり条例の制定と、一定の地区の建築物の高さについて、都市計画法に基づく高度地区の指定による規制、第3段階として、景観法に基づく景観計画の策定や景観条例などの制定による規制を方針とし、町の景観保全と形成に向け、住民の合意形成を図りながら、できるものから順次できるだけ早く実施していく予定である。

庶務

町制50周年について

Q　次の4点について伺う。

1　記念事業の一つとして、小・中学生を中心とした学生の記念作文を取り入れたらどうか

2　町民をはじめ、観光客も含めて50周年を機に記念植樹の計画をしたらどうか

3　箱根風景50選を、町民はじめ観光客に募集をすることの企画について

4　各課で一つ記念事業に対する提案の実施について

A

1点目について、今回の50周年記念を大人だけで祝うのではなく、子どもたちも一緒に参加し、夢を話してもらい、記念の喜びを共に感じてもらう事業として、「カルタ作成・カルタ会」があるが、子どもたちに箱根の自然や歴史、文化、芸能を理解してもらいながら、カルタ会を実施するものである。

仙石原片平地区広葉樹林化事業

2点目について、町では仙石原片平地区広葉樹林化事業を進めているが、平成18年度は、町制50周年記念事業の一環として、ヤマザクラ、ヤマボウシなど、1,000本を植栽するにあたり、小学生を含めた地元の方や多くのボランティア団体など幅広く募集したい。

なお、観光客の参加については、今回は難しいが、今後どのような方法で参加していただくか、研究していきたい。

3点目について、平成18年度において、後世に残したい箱根のすばらしい風景を、景観計画等の策定にも役立てるために、「21世紀に残したい私の箱根」と題して、写真や絵を広く町内外から募集を行いたいと考えている。

4点目について、実行委員会やプロジェクトチームが検討をしている過程で各課へも50周年にふさわしい事業の提案依頼を行ったところである。